

通告順に発言を許します。

通告1番、7番議員、清水亜樹君。

7 番 改めまして、おはようございます。

通告1番、7番議員、清水亜樹でございます。

初めに、一言添えさせていただきます。先ほど議場に入ったときに、気がつきましたが、段差のところに印をつけていただきました。目が見えない者に対する配慮だというふうに思っております。感謝申し上げます。

それでは、通告に従い、町の防災対策における自主防災組織等について質問をいたします。

近年我が国では、自然災害が多発しており、これによりとうとい人命や大切な財産が失われております。

大規模災害の発生時には、行政機関の取り組みだけでなく、みずからによる災害への備えや地域の協力による防災への取り組みが必要とされています。

そして、こうした地域における防災への取り組みは、地域における町民の活動や地域力の充実にもつながると考えます。

東日本大震災において、自助、共助及び公助が連携することによって、大規模災害後の災害対策がうまく働くことが強く認識されました。

その教訓を踏まえて、平成25年の災害対策基本法の改正では、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、地区防災計画制度が新たに創設されました。

本町の地域防災計画では、自分たちの町は、自分たちで守るという共助の意識の持ち、自主的な防災活動を行えるよう、自主防災組織の育成を促進するとあり、また各地区やコミュニティレベルで多様な場面を想定した防災訓練を実施し、平時から地域の防災意識や連帯意識を図り、災害発生時に町民の役割が明確になるよう努めると明記されていることから、本町においても、自主防災組織が重要な位置づけとなっていることが明白であります。

しかしながら、近年の自治会加入率は減少傾向にあり、顔が見える関係は薄くなってきていると感じております。

地域社会における町民の健全な人間関係、コミュニティやネットワークの

存在が見えない共助の力をどのように促進するのが、防災行政における最重要課題の一つであると考えます。

そこで、6点について伺います。

1点目として、自治会加入率と加入促進の対応状況を伺います。

2点目は、災害発生時に自治会未加入者への対応を町はどのように考えているのかを伺います。

3点目は、各地区において、自主防災は組織や体制が異なっていると認識していますが、これについて課題があるのかを伺います。

4点目は、各自主防災組織において、防災リーダーの育成、また計画では、女性リーダーの育成に努めるとありますが、その状況を伺います。

5点目は、自主防災組織、民生委員、町等が連携し、避難行動要支援者の安否確認、救出、救護等の活動ができる体制づくりを図ると計画にありますが、その支援体制の状況を伺います。

6点目は、ことし7月から自治会担当職員制度が導入されました。防災における役割を伺います。

以上、登壇での質問とさせていただきます。

町長 通告1番、清水亜樹議員からは、町の防災対策における自主防災組織等についてということで、6点の御質問をいただいておりますので、順次回答をさせていただきます。

初めに、自治会加入率の加入促進の対応状況はについてお答えいたします。

本町の自治会加入率については、毎年度各自治会から報告される自治会加入世帯数を行政で把握する総世帯数で除して算定しており、毎年度4月1日を基準としております。

平成31年4月1日現在の状況ですが、自治会から報告された加入世帯数は、5,249世帯、自治会総世帯数は、6,872世帯、加入率は、76.4%であります。

自治会ごとの加入率では、最も加入率の高い自治会で90.3%、最も低い自治会では、61.7%であります。

また、10年前の平成22年度に比べて、総世帯数は、388世帯の増加となっておりますが、加入世帯では、326世帯が減少しており、当時の加入率86.0%よりも9.6ポイントの減少となっております。

次に、加入促進の対応状況についてお答えいたします。

新規居住者等の自治会加入に当たっては、大井町自治基本条例に定める、住民は原則として自治会に加入しなければなりませんを旨に、これまで自治会の活性化や加入を促進するための取り組みを行ってまいりました。まず、大井町に転入されてくる方には町民課の窓口において自治会の活動や該当する自治会長の連絡先を記載したチラシをお渡しすることで自治会の紹介と加入促進を図っております。そして年間、複数回にわたり広報おおいの紙上にも自治会加入を促す記事を掲載しております。さらに町内の空き家対策においてもお世話になっております広域社団法人神奈川県宅地建物取引協会小田原支部に加入する不動産業者により、当該業者が管理するマンション、アパート、借家などの新しい入居者に対し地元の自治会への加入を促すなどの御協力をいただいております。また、各自治会において自治会長を初めとする自治会の役員等の方々が御尽力され勧誘していただいております。大変な御苦労に対し深く感謝を申し上げます。町でも自治会に対し、町民課内に自治会活動サポートセンターを設置し、自治会から寄せられる自治会活動に関する相談、質問等への対応や、自治会活動がより円滑に行われ、さらなる自治会の活性化を図っていただくことを目的に、自治会長報酬や各種補助金等支出しております。加えて今後においては今般導入した自治会職員担当制度によっても、各自治会には制度をうまく活用していただき、担当職員への相談などを通じ、自治会の加入促進を図っていただきたく期待するところでございます。

次に2点目の災害発生時に自治会未加入者への対応を町はどのように考えているのかとの御質問ですが、過去の震災などの現状を見ても、発災直後の状況下において、いわゆる自助、共助でしか成し得ない命をつなぐための行動、活動が、多くの人命を救い、被害の拡大を防ぎ、また共助で得られた迅速な情報集約がその後の公助の迅速化にもつながっていることは明白で、町としてはその事実と活動の必要性を住民の皆さんにもしっかりと説明し、御協力いただかなければならないと考えております。特に共助の主体となつていただく自主防災組織には、各種研修等を通じその重要性を訴えるとともに、毎年の総合防災訓練においても、災害発生からの時間経過を意識いただいた

中で、安否確認とその情報伝達訓練など町が提示する必須課題に加え、救護訓練、消火訓練など、災害初動の活動に関し、反復訓練をいただいているところでもあります。自治会未加入者については、顔の見えない地域環境で過ごし、訓練などにも参加できていないと思われることから、当然、安否確認などは限界があると思われます。しかし、町でも自治会加入者、未加入者の情報は把握していないことから、どのように扱っていったらよいのか解決策が見出せていない状況でございます。町が消防、警察等を動員し行う捜索、救助、避難誘導などの活動や、避難所における支援など、いわゆる公助に関しては自治会加入、未加入にかかわらずなされることは当然であり、自主防災組織においても避難行動をともにするなど、人道的な対応はいただけるものと考えております。しかし、共助でしか成し得ない活動の重要性を考えれば、有事の際に共助に加われないことによるデメリットを未加入者の方には十分理解していただかなければならないと考えます。また、自主防災組織の活動への影響や、捜索、救助活動など全体に及ぼす影響もしっかりと示し、防災の観点から自治会に入るきっかけをつくっていくことも必要であると考えます。今回の防災訓練では、有事における自治会内の安否確認の体制や訓練における確認実績の調査をさせていただいており、現在、その内容確認と集計を行っているところではありますが、町では今回の調査結果を含め、こうした各自主防災活動の成果について、広報等を通じ、広く住民の皆さんと防災に対する考えを共有し、共助の重要性、自主防災活動の意義等に理解を深めていただき、防災対策の面からも自治会加入の促進を図ってまいりたいと考えております。

3点目の各地域において自主防災は組織や体制が異なっていると認識しているが課題はあるのかとの御質問ですが、大井町においては、町内19の自治会にそれぞれ自主防災組織を設置いただいているところですが、各自治会の構成を見ても世帯数が20軒ほどの自治会から1,000軒を超える自治会まで、その規模は大きく異なっております。加えて、地震はもとより、洪水や土砂災害など警戒すべき災害の種類や規模、抱える課題などは、その立地条件などによってそれぞれの自治会で大きく異なっているのが現状であります。また、小規模自治会においては日ごろからお互いの顔が見える関係にあることを利

点に、迅速で円滑な活動が望める反面、災害に対し絶対的なマンパワーや資力などの組織力に不安があるのではないかと考えております。逆に大規模自治会においてはその規模ゆえに全体統制の難しさは否めないところであり、組織力を生かすために、より細かいルールや体制をもって統制を図る必要があるなど、利点も課題も一様ではありません。各自治会がそれぞれのおかれた現状や経験の積み上げによって築いてきた今の自主防災組織の体制は、町としても尊重し、その活動に敬意をもって支援させていただくところでありますが、町も自主防災活動の実態をしっかりと把握し、その情報をフィードバックするなど、自主防災組織がしっかりと機能するために必要な助言や提案を行ってまいりたいと考えております。

4点目の各自主防災組織において防災リーダーの育成や女性リーダーの育成状況はとの御質問ですが、町では現在、町内自主防災組織のリーダー育成を目的に総合訓練、実習、勉強会といったテーマを掲げ、年3回の研修会を実施しています。第1回は総合訓練として、例年6月末から7月上旬を目途に、県総合防災センターにおいて、県消防学校指導員による救助救出訓練や防災士会による災害対応図上訓練などの研修メニューを受講していただき、昨年度は31名、今年度は26名に参加いただきました。第2回は平成29年度から新たに実習として、消防署員による心肺蘇生やAEDの取り扱いといった救護法訓練と町消防防災アドバイザーによる防災資機材の点検、管理方法の講習を実施しており、昨年度は23名に御参加いただきました。なお、この救護法訓練や普通救命講習などは消防署に依頼することで各自治会でも開催が可能であることから、既に定期的に行っている自治会を含め、積極的な訓練実施を呼びかけているところであります。3回目は昨年度より新たに勉強会として、そのときのテーマに即した講師をお招きし御講演いただくものですが、昨年度は2月に横浜地方気象台の防災気象官をお招きし、気象災害に関する内容で講演をいただき、35名に御参加いただきました。いずれの研修も自治会推薦の形で参加者を募っているところでありますが、昨年度の全体参加者数が89名に対し、女性参加者は5名といった状況にあり、町としても積極的な女性参加を呼びかけてまいりたいと考えております。なお、年間を通じて実施している出前講座においては女性の参加も多くみられるこ

とから、女性が参加しやすいスタイルを考慮しながら、多様な育成事業の提案に努めてまいりたいと考えております。また、昨年度より分団長経験者に防災士資格の取得を支援しておりますので、こうした人材を積極的に活用し、自治会内からも活発な支援ができるよう、防災士資格取得者への講習等についても取り組んでまいります。なお、役員や組長が短期間で入れかわる自治会組織においては、それを組織の課題と捉える方も多いのですが、防災にあっては多くの経験者を生む強みと捉えることができることから、こうしたリーダー研修会なども広く大勢の方に浸透できる機会と捉え、定期的を実施してまいりたいと考えております。

5点目の自主防災組織、民生委員、町等が連携した避難行動要支援者等への支援体制の状況はとの御質問ですが、町では、平成26年の避難行動要支援者制度の制定に基づき、災害時において自力で避難することが困難な方々を対象として、旧要援護者支援制度に基づき登録をされた方に加え、旧制度に登録をしていない方であっても、一定の介護認定や障がい認定等を受けている方について関係部局が把握している情報を収集し、避難行動要支援者名簿を作成しております。さらに、個別支援計画につきましては、各名簿登録者の同意を得た上で、自治会や消防などの関係機関へ情報を提供し、地域ぐるみによる支援をお願いしているところでございます。現在の名簿登録及び個別支援計画作成の状況であります。本人同意に基づき個別支援計画を作成し事前の情報共有に付している登録者数は全体で208名となっており、当該名簿は毎年8月を目途に情報の更新を行っております。こうした情報共有を前提に、災害が発生または災害が発生するおそれがある場合は、大井町避難行動要支援者避難支援全体計画により、避難行動要支援者の避難の支援、安否の確認、その他生命または身体を災害から保護するための必要な措置などの避難支援等について、消防、警察、自主防災組織などの避難支援等関係者の協力のもと、名簿情報に基づいて実施することとなっております。また、町は発災の可能性が予見できる風水害時などにおいては、要配慮者、特に避難行動に時間を要する方が避難行動を開始しなければならない段階を的確に見定め、避難勧告に先立った避難準備、高齢者等避難開始の発表を行うこととしており、その発令時期などの情報については、ハザードマップに記載し

全戸配布により周知を行っているところであります。災害時には、要支援者はもとより支援者自身も同じ被災者という立場におかれるため、自主防災組織を初め地域住民の皆様方には被災状況などに応じて可能な範囲で、警察、消防などの関係機関と連携した支援をお願いするところですが、地震災害など突発的に広域被害が発生する災害時においては、その初動態勢に地域の皆さんの助け合いが不可欠であるのも事実であります。そういったことから、まずは支援者自身も、みずからの安全を確保する自助の取り組みを平時から行っていただけるようお願いするとともに、今回の防災訓練においても多くの自治会で取り組んでいただきましたが、避難行動要支援者の避難行動や安否確認につきましても、訓練を通して、地域支援としてできることの確認、検証を行っていただきたいと思っております。また、同制度の軸となっていていただいている民生委員の方々とは、毎年御依頼いただいている防災出前講座を通じ、本件を初めとした防災情報の交換もさせていただいておりますが、本制度が地域ぐるみの活動として推進できるよう、平時から関係者間のさらなる交流に努めてまいります。

最後に6点目の、自治会担当職員制度導入による防災における役割はどの御質問ですが、議員も御承知のとおり、町職員は有事の際は防災要員として参集し、応急対策業務に専念する必要があります。したがって、発災時は自治会担当職員制度に基づく支援を求められても応じることができません。今年度の総合防災訓練においても、町職員は地域防災計画の役割に基づいた訓練を実施したところであり、自主防災組織の訓練において制度の活用は御遠慮いただきました。そういったことを踏まえ、例えば訓練実施前の事前相談ですとか、訓練後の課題共有ですとか、そういった役割を想定しております。災害時には自助、共助、公助といったそれぞれの立場で行動する必要があることを御理解いただきますようお願いいたします。こうしたことも協働のまちづくりの一つだと考えます。

- 7 番 それでは答弁いただきましたので、確認を含めて再質問させていただきます。場合によっては座って質問させていただきますけれども、御了承いただきたいと思っております。

初めに、自治会の加入率ということで再質問させていただきます。加入率

とその推移、各地区での格差を答弁いただきましたけれども、10年間で約10%ぐらいの減少傾向にあるということで非常に大きな課題だなというふうな感想をもっておりますけれども、協働のまちづくりという観点から、自治会というのは協働の重要なパートナーだというふうに思っております。その中で協働のまちづくりを大きく掲げている町長にお伺いしたいんですけれども、今の加入率の状況等を踏まえて町長が描く自治会の形とか姿といったものの見解をお伺いしたいと思います。

町長 自治会はあくまでも自由だということでありまして、答弁の中で申し上げましたとおり、いろんな部分でかわりをもってくると思います。そういった意味では自治会に積極的に入っていただく。また、自治会の方も新しい方を温かく迎え入れる、そういった体制をしっかりとできるような、そんな心温かな自治会、特に初めて来た人は知らない人ばかりですので、なかなか出たいと思っても既存の、昔からいる、言い方は悪いけど、恐いおじさんとかおられると若い人は入ってきにくくなってしまうような状況が、私は想像できます。そういった意味でベテランの自治会長さんを初め、そういった人たちがちょっとした心遣いをして自治会とか総会とか地域の活動に誘ってあげるとか、来たときには、最初からお客さん扱いをするのはどうかなと思いますけれども、それなりに気遣いをしていただくことによって入りやすく、また、次のときには出てみようと思えるような、そんな受け入れられるような自治会の姿があればいいかなと思います。

7 番 わかりました。町長のおっしゃるとおりだと思いますし、自治会の未加入者というのにはいろんな事情だったり要因があるかと思えます。要因としては世帯分離だったり、高齢世帯で加入がなかなかできないといったような理由で加入が、会を抜けてしまうとか、特に加入率が低いというのが集合住宅だったり。そういったことも踏まえて、町の担当課とかでは非常にいろんなことで取り組んでいただいているんですけれども、一つ、町のほうでは特に転入者に対しての促進をされていますけれども、今後、特に自治会長さんとかは非常に苦勞をされて、抜けられている方の家を回ったりして加入を促していたりするんですけれども、そういったことのなかなか難しい部分があったりするかとは思いますが、こういったこともほかの自治体を見る



と、手引きみたいな自治会促進ハンドブックみたいなものを作成して自治会に呼びかけたりしているんですけども、そういったものを作成するお考えがあるのかお伺いします。

町民課長 今議員のおっしゃられました、自治会加入促進のハンドブック等、他の自治会で対応されているというのをうちのほうでも把握したところでありますので、新規で来られる方の対策というのは町長答弁のほうでも述べさせていただきましたけれども、今後抜けていかれる方等をどれだけ引きとめられるかという中で、議員のおっしゃいますハンドブック的なところを町民課のほうでも研究、検討させていただきまして、取り組みの方向でやっていきたいと思っております。以上です。

7 番 自治会の加入率が低迷するというか、加入率が低くなるという色々な問題が生じてくるかと思うんです。加入率を維持、向上していくということは重要だと思っております。そこで先程も言いましたけれど、自治会から抜けてしまうという人の理由の中の一つに自治会費が年々高くなってきてということもあります。もう一つは自治会のコミュニティーとか行事とかも活発でなくなっているというふうなことも感じております。そんなことで、思い切って自治会の補助金の増額ということも考え方としては、方策としてはあるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、その辺の考え方をお伺いします。

町民課長 確かに各自治会に対しまして世帯数に応じた助成金というのを交付させていただいております。議員おっしゃるとおり、これが起爆剤と言うか、原資になるという部分も一つありますので、こちらのほうも近隣等を参考に検討させていただきたいと思えます。以上です。

7 番 続いて次の問題ですけれども、災害発生時の未加入者に対する対応ということで、災害が発生すれば加入者、未加入者関係なく救助とか人命に関することは行っていくというふうに予想はされるんですけども、一番の課題が安否確認が町はしていかなければいけないし、そこに委ねるのは地域だったり自治会だったり自主防災だったりが必要があるのかなと思うんですけども、大井町では自治会イコール自主防災というような形になっていますけれども、地域によってはイコールになっていないところもあったりし

ます。独立した自主防災をもっていたりもします。この辺は現段階では大きな課題がまだまだいっぱいあるかと思うんですけど、自主防災が独立ということもあるのかなというふうに思うんですけども、その辺の考え方ってどうでしょうか。

防災安全室長 自治会未加入者に対しましては、一番懸念するところは安否の確認をどういうふうに捉えていくかということが課題になっております。やはり自治会、自主防災で捉えている人たちというのはそこに加入されている人たちに限られてくるというところが現状だと思いますので、平成30年の西日本豪雨のときにも安否確認の対応で、特に中国地方、四国の主要3県のところの知事たちにおいては対応が分かれたというところで、一つは安否不明者の氏名の公表、それが早くから公表されたところと慎重になってぎりぎりまで公表を差し控えたところというところで対応が分かれたというふうに聞いております。搜索の必要性というところから安否不明者の氏名を公表したところについては結果としてはそういった搜索が円滑に進んだというところ、それも一つの正解だったのかなというふうに思うんですが、個人情報だということで氏名公表については慎重を期すべきだろうというようなお考えでぎりぎりまで差し控えたというところもあったようです。そういったところも個人情報の性質から考えるとそれもまた正解なのかなというふうに思いまして、今、全国知事会においては国にそういったときの安否不明者の氏名の公表についての一定の基準をつくってほしいと、国へ要望が投げかけられているようです。その後、国がどういうふうな反応を示すかということが注目しているところではございますし、町としてもそういったところで安否不明者の氏名が捉えられれば公表することによって生存されている方については生きているというところが本人から連絡があればそこで捉えることができるのかなというふうな部分もございます。ただ、そういったところを環境的にできるような状況になったとした場合、自主防災組織についてはそこで自主防災組織に入っている方々の名簿というか世帯台帳的なものを備えておかないと、結果としては安否不明者の特定にはつながってこないというふうに思いますので、そのあたりは先を見越しながら自主防災組織の皆さんに御協力をいただいて、そういったものの整備といったものもお願いせざるを得ないようなことになろうかなというふう

に思っております。対応としてはそういったところが一つあるかなというふうに思っております。以上です。

- 7 番 わかりました。理想の回答だったというか、そういったことになることが大事なのかなと思いますし、そこにはまた課題があるかと思えます。その解消に向けて取り組んでいただけたらなと思えますけれども、一番の打開策は自治会の加入率が向上することだというふうに思えますので、その辺の取り組みをお願いしたいと思えます。

続いて、自治会によって組織や体制といったものが異なる。これは答弁にあったように当然だと思います。地域によっていろんな事情があってそういった体制になっているかと思えます。ただ、なかなか日ごろ防災訓練等に参加されなかったり、自治会の会議とか自主防災の会議とかといったものに参加ができていない方に関しては自分の住んでいる地区の自主防災がどうなっているのか、自分の地区の広域避難所はわかっているか、一時避難所がわからないかといった事情があるかと思えます。また、ほかの自治会がどういった活動をしているのか、どういった取り組みになっているのかということもあります。そういったことも含めると、各自治会の活動や体制、組織とか取り組みといったものを町のホームページに各自治会とか自主防災の紹介という形で掲載していくことがよろしいかなというふうに思うんですけども、その辺のお考えをお伺いします。

- 防災安全室長 そういったところを町民の皆さんと考えを共有しているとか、関心をもっといただくとかというところが非常に大事なところであるというふうに思っております。それで手始めの部分になるんですが、全町民の皆さんにというよりは今回の防災訓練の中で安否確認の精度を上げたいというような趣旨から、訓練の中での安否確認を実際行った結果を町として集約いたしまして、それを各自主防災の代表の皆さんにこういった結果になりましたと、ほかの自治会とかはこういった安否確認の仕方ですと確認していますとかといったもののフィードバックしていきたいというふうに思っております、それをやっているとございます。それが1点。もう一つは、自治会未加入者の加入促進という部分にもかかわってくるんですけども、結果、その安否確認で安否の確認ができなかった方というところも捉えることができますから、そ

ういったところで、安否確認ができなかった方、自治会未加入者の人たちというのはここに属するんですよというところを広報等でもお知らせしながら、自治会に入ることの重要なところを投げかけていきたいなというところで、そういったところは広報を通じて町民の皆さんにお知らせしようというふうに考えております。ですからそういったところをきっかけとして、引き続き、各自主防災の活動といったようなものも町民の皆さんに対して発信していくということがこれから必要になってくるのかなというふうに思いますので、順次、そのあたりは対応のほう、進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。

- 7 番 そういった取り組みをぜひ行っていただきたいと思いますし、そのようでも各自治会をホームページで紹介していく、中には自主防災によってはホームページを独自で作成していて、それを住民に周知できるような体制をとっている自主防災も町内にありますので、そういったことをリンクできるような形にしていただきたいと思いますというふうに思います。

飛ばしまして、自主防災の防災リーダーの育成に関して一つお伺いします。昨年からは消防団団長経験者等に防災指導の資格をとることでありましたけれども、現在、何名防災士の資格を取得したのかと、取得した人と自主防災がどのようなかわりになっているのか、地域とのかかわりがあるのか、できてきているのかどうか、その辺をお伺いします。

防災安全室長 平成30年度に町が支援して防災士資格を取得した方というのは、公費による支援でとられた方は10名になります。それとこの方たち以外に、過去に消防団分団長を経験されて今は退団されている方々に対しても防災士の資格がとれるというところを御案内して御意向をお伺いいたしまして、そういった方々については費用については自費の負担になってしまいましたが、そういった方々が11人いらっしゃいます。合計で21名、防災士の資格を町のほうからの投げかけでとっていただいたという形になりますが、実は、過去に分団長経験された方々については事務局のほうでも捉えきれていないような方が数名いらっしゃるというふうに聞いていますので、若干これよりも多いのかなというように感じてございます。こういった方々をどのように活躍を希望していくかというところなんですけれども、そういったところでは今年度、そういった取り

組みに着手してまいりまして、まずは自治会内で、例えば町の防災訓練といったものを企画するような段階とかに指導的な立場に立ってもらったりですとか、有事の際は救出とか救助といったところでリーダー的な存在になっていただきたい。そういうところが防災士の皆さんに期待するところでございます、そういった環境づくりを目指して、まず今年度はそういった組織づくり的な部分での防災士の資格をとられた方への、お願いと言いましょか、こういったことを目指していきますというところの共通理解を深める部分、それから研修的な部分ではHUG訓練的なところから入っていこうかなというふうに考えているんですけども、そういったものを引き続き継続的にやっていって、日ごろから自主防災とかかわりを深めていっていけるような防災支援になっていただけるといいのかなというふうに考えております。以上でございます。

7 番 既に21名の方が、それ以上の方が防災士の資格を取得されているということで、今後、特に公費で取得された方には各地区の自主防災で活躍ができるような仕組みをつくっていただきたいというふうに思います。

次に各地区での自主防災等、民生委員、町との連携による避難行動要支援者の支援体制づくりということで質問させていただきます。以前にも避難行動要支援者のことで質問させていただいて、現在では年に一回対象者に通知を出していただくということで、登録者の数字もお伺いしたところ若干増えているのかなというふうに思いました。法では情報提供に同意された方の名簿については民生委員はもとより自主防災、自治会等にも提供ができるというふうになっていますけれども、この辺は地区防災計画で定めるところというふうになっているんですけども、本町においては民生委員以外に自主防災や自治会等にも提供ができるようになっているのかをお伺いします。

介護福祉課長 登録者の名簿につきましては、既存の方は例年8月に民生委員が訪問して同じように継続されるかどうかの確認をとります。先ほど町長答弁でございました208人というのは今回自主防災に送ったものでありまして、自主防災と消防、警察並びに社会福祉協議会にその名簿は送ってございます。以上です。

7 番 わかりました。自主防災にも情報提供されているということで、理解しましたけれども、その名簿に対しての個別計画、この辺が余り進んでないのかなということが一つあります。そのことは自主防災とか民生委員の会議の中で

その辺は進めていっていただけるような仕組みをつくっていただけたらというふうに思います。今のは同意された名簿のことでお伺いしましたけれども、もう一つに同意されていないけれども法律では災害が発生したときまた発生するおそれがあるときという名簿がございますけれども、この名簿は同じように作成しないとイケないと思うんですけれども、この名簿の作成というものが、例えば障がいの種別とか連絡先、主に居住している場所または同居家族がいるのかどうかという名簿は作成されていないのかなというふうに感覚でいるんですけれども、その辺はできているのかどうかだけお伺いします。

介護福祉課長 不同意の方に関しましての名簿というのはあくまでも町が掌握している情報等ございまして、それぞれ個人の家族構成等の情報等については掌握してございません。例年この時期に不同意者、ちなみに申し上げますと、30年度については不同意者に関しては218人に通知して、そのうち登録に応じられたのは15人という結果になっております。こちらに関しては同意を得たということで、それぞれの自主防災等に送付してございます。しかしながら同意をいただけなかった方に関しましてはそれぞれの障がい、あるいは介護度等によって名簿のほうは作成しておりますが、その中に家族等の個人的な家族状況に入り込んだような情報はございません。以上です。

7 番 どっちにしても災害が発生したときには不同意者の安否確認も行わなければいけませんので、その辺の不同意者に対しての名簿作成も必要ではないかというふうに思いますけれども、その辺お伺いします。

介護福祉課長 不同意者の名簿自体は作成しております。これに関しましては災害有事の際にはそれぞれの機関にお送りするようになります。以上です。

議 長 以上で7番議員、清水亜樹君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は10時45分といたします。

( 10時27分 休憩 )

( 10時45分 再開 )

議 長 休憩を解いて再開いたします。

その前に議場内が大分蒸しております。上着を脱いでいただいで結構でございます。

通告2番、13番議員、清水豊司君。